

# 重要事項説明書

## 1. 事業者概要

事業者名称	一般財団法人 共愛会
主たる事務所の所在地	〒708-0332 岡山県苫田郡鏡野町吉原312 0868-54-0312(代)
法人種別	一般財団法人
代表者の職・氏名	理事長 藤本宗平
介護保険法令に基づき岡山県知事から指定を受けている事業所名称(指定番号)	一般財団法人 共愛会 居宅介護支援事業所 ケアプランよしの (岡山県 第3373500028号)
事業所の所在地	〒708-0332 岡山県苫田郡鏡野町吉原325
電話番号	0868-54-5110
介護保険法令に基づき岡山県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	指定居宅介護支援
通常の事業の実施地域	鏡野町・津山市の一部(西部圏域・北部圏域・南部圏域・久米圏域・旧中央町(「旧」は平成17年合併前の市町名))

## 2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	一般財団法人共愛会が運営する居宅介護支援事業所ケアプランよしのが行う居宅介護支援事業等の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所内の介護支援専門員その他の従業者が、要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援業務等を提供することを目的とする。
運営方針	介護支援専門員は、利用者及びその家族のニーズ等を十分に勘案し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。介護支援専門員は、公正中立の立場を遵守し、不当に特定のサービスや事業者に偏った居宅サービス計画を作成してはならない。居宅サービス計画の作成にあたっては、担当の介護支援専門員に対し複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることができる。また、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明をいつでも受けることができる。障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合には、特定相談支援事業者の相談支援専門員との連携に努めることとする。

## 3. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者(介護支援専門員)	1名(兼任)	植木 潤 (老人保健施設 虹 管理者兼務)
介護支援専門員	7名	常勤専任 4名 常勤兼任 1名 非常勤専任 2名

## 4. 営業時間

営業日	通常月曜日～金曜日 ただし、国民の祝祭日、年末年始(12月31日～1月3日)を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 ご相談は24時間、365日対応 【営業時間外連絡先】0868-54-5110

## 5. サービスの概要

居宅介護支援内容	①要介護認定、要支援認定等申請の代行業務 ②居宅サービス計画の作成 ③居宅サービス事業者との連絡調整 ④その他介護保険法に基づく支援業務
居宅介護支援方法	①利用申込みがあった場合は、被保険者証により必要事項を確認する。 ②業務の提供開始に際し、あらかじめ運営規程の概要等について説明を行い同意を得たうえで開始する。 ③居宅サービス計画は、利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い理解を得る。 ④職員である介護支援専門員は、身分証明書を携帯し、利用者等から求められた場合は提示する。 ⑤サービス提供は、当事業所の事務所及び当該利用者の居宅において行うものとする。

## 6. 利用料

原則として、自己負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納により、保険者より「支払い方法の変更」の処分を受けている場合においては、次に掲げる金額を徴収するものとします。

要介護1～2 10,860円 要介護3～5 14,110円 (その他、法令で定める加算の金額)

通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収しません。

## 7. 相談窓口および苦情対応

ご利用者相談窓口	ご利用時間	(相談受付は24時間体制、苦情受付は午前8時30分～午後5時30分)	
	ご利用方法	電話 0868-54-5110	FAX 0868-54-5116
	相談責任者	植木 潤(管理者)	

※市町村介護保険担当窓口及び岡山県国民健康保険団体連合会でも苦情の申立等ができます。

鏡野町介護保険係 電話0868-54-2986 津山市高齢介護課 電話0868-32-2070

美咲町保健福祉課 電話0868-66-1115 岡山県国民健康保険団体連合会 電話086-223-8811

ご相談・苦情受付月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分

## 8. 緊急時及び事故発生時の対応方法

ご利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

緊急連絡先に連絡いたします。併せて、保険者たる市町村への連絡など必要な措置を講じます。

また、居宅介護支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

事故発生時の状況および事故に際してとった処置について適正に記録します。

ご利用者の主治医	氏名 医療機関の名称 所在地 電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称 所在地 電話番号 入院設備	一般財団法人 共愛会 芳野病院 岡山県苫田郡鏡野町吉原312 0868-54-0312 有り

## 9. 秘密の保持

当事業所の管理者、介護支援専門員及びその他の職員は、業務上知り得た要介護者等及びその家族等の個人情報等を正当な理由なく第三者に漏らすことは決してありません。

また、これらの者が当事業所の職員でなくなった後もこれと同等の義務を負うものとします。

## 10. 虐待防止等

当事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定します。
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備します。
- ④介護支援専門員に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 11. 禁止行為の対応

当事業所では、利用者及びご家族からの職員に対して暴言や暴力、性的嫌がらせなどの著しい迷惑行為が認められる場合は、契約を解除する場合があります。

## 12. 他事業者、他機関との連携

- ①居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、本人又は家族に対し、本人について、病院または診療所へ入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう協力をお願いします。
- ②事業所は、本人が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、本人・家族の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めるものとします。
- ③介護支援サービスを作成した際には、当該介護支援サービス計画を主治の医師等に交付するものとします。
- ④事業所は、指定介護サービス事業所から本人に係る情報の提供を受けた場合、その他必要と認める場合は本人の服薬状況、口腔機能その他の本人の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを本人及び家族の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとします。